

竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金

# 申請の手引き

## 竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者・個人事業主が、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の申請に当たり、社会保険労務士に依頼し支払った費用に対して、補助金を交付します。

### 補助金額

**10万円**を上限に、対象経費の全額を補助します。ただし、申請は1事業者1回限りです。

### 補助対象者

次の（１）～（５）の条件をすべて満たす者が対象となります。中小企業に相当する規模の社会福祉法人、医療法人なども対象となります。

- （１） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者その他これに類する法人等（広島県雇用調整助成金等活用促進事業の対象となる法人等をいう。）であって、市内に本社・本店又は主たる事業所が所在している者。
- （２） 雇用調整助成金等について、広島労働局長の支給決定を受けている者。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の休業手当（休業等の初日が令和2年1月24日以降のもの）に係るものに限る。
- （３） 本事業における補助金の交付を受けていないこと。（1事業者1回限り）
- （４） 市税の滞納がない者。
- （５） 次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）に規定する暴力団又は暴力団員等

イ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は団体である場合は代表者、理事若しくはその他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

## 補助対象経費

社会保険労務士に支払った報酬等のうち、次の（１）～（４）の経費（消費税及び地方消費税相当額は除く）が補助対象です。

- （１） 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費
- （２） 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費
- （３） 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費
- （４） その他市長が必要と認めた経費

※本補助金を代行申請する際の経費は、補助対象外となります。

## 申請方法

### （１）申請期間

令和２年６月１５日から令和３年８月３１日（当日消印有効）まで

### （２）申請方法

#### ① 申請書類の取得

竹原市ホームページからダウンロードしてください。

竹原市役所（産業振興課）でも配布しています。

#### ② 申請方法

申請書は、原則、郵送してください。

※密集を避けるため、ご協力をお願いいたします。

#### ③ 郵送先

〒725-8666

竹原市中央五丁目１－３５ 竹原市産業振興課

#### ④ 問い合わせ

**竹原市産業振興課 TEL 0846-22-7745**

## 交付時期

申請内容に不備等がなければ、受付後２週間程度で振込をいたします。ただし、審査に伴い、書類の不備や不明点の確認に時間を要した場合には、遅れることもございます。ご了承ください。

審査を行うに当たり、電話により内容確認することがあります。必ず担当者名及び平日昼間に連絡の取れる電話番号を申請書に記入してください。

## 提出書類

次の（１）（２）を揃えてご提出ください。（補助金の振込先については、社会保険労務士による代理受領とすることもできます。その場合は、②をご参照ください。）

① 社会保険労務士による代理受領を希望しない場合（補助金の振込先が申請者本人の口座の場合）

（１）申請書

- 竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金申請書兼実績報告書

（２）添付書類

- 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請等に係る契約を証するものの写し
- 社会保険労務士からの請求（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）が確認できる書類
- 社会保険労務士への支払（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）が確認できる書類

② 社会保険労務士による代理受領を希望する場合（補助金の振込先が社会保険労務士の口座の場合）

（１）申請書

- 竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金申請書兼実績報告書

（２）添付書類

- 竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金代理受領委任状
- 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請等に係る契約を証するものの写し
- 社会保険労務士からの請求（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）が確認できる書類（※）
- 社会保険労務士への支払（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）が確認できる書類（※）

（※）社会保険労務士による代理受領を希望される場合は、社会保険労務士から発行される請求書・領収書について、補助金を含む総額が分かるよう記載を依頼してください。

【例】報酬契約額が11万円（うち消費税1万円）の場合

「金1万円。但し、雇用調整助成金申請に係る報酬額11万円のうち、竹原市から代理受領する竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金10万円を除いた金額として」